

～あなたの地域で南三陸のヒト・モノ交流を実施してみませんか？～

2019年度「南三陸応縁プラン」助成要項

南三陸町観光協会では、2019年度中に実施を予定する「交流イベント等」に対する一部助成を行っています。

早いもので、2019年3月を迎え東日本大震災から8年の年月が経過しました。

この間も、全国全世界の方々のご支援・ご協力により一歩ずつ復興に向け歩みを進めているところであります。

南三陸町では、震災をきっかけに多くのご縁がもたらす力に触れ皆さまとのご縁を絶やすことなく“将来に渡る継続的な交流”に繋げることを目的に、昨年度から「南三陸応縁プラン」を立ち上げ、全国各地で開催される南三陸に関連するイベントや催事等に一部助成を行ってまいりました。

2019年度も同様に募集を行うこととなりましたので、以下内容をご確認いただき、イベント等の開催にお役立て頂けましたら幸いです。

1 目的

全国で実施される南三陸をテーマにしたイベント、催事、セミナー、交流会等において、関連する南三陸町民（以下、「町民」。）の派遣や商品提供のサポート（助成や選定、発送仲介等）をするもので、町民が参加することにより、地域情報のさらなる発信や、観光交流事業の相互促進、全国の皆様との関係の構築や継続に繋がることを目的とするものです。

2 助成対象期間

2019年6月1日から2020年3月31日

3 対象となる活動（すべてに該当するものが対象となります）

- (1) 国内での開催で、活動への参加募集が広く告知されていること。
- (2) 開催した内容を、メディア・SNS・広報誌等を通して拡散できるものであること。
※メディアへの露出、HP や SNS での発信ができない活動は対象外となります。
- (3) 活動内容が、開催地および南三陸町の情報発信や交流人口の拡大に繋がるものであること。
- (4) 活動後も開催地および南三陸町との観光交流への波及効果が認められること。
- (5) 活動終了後30日以内に、様式2による実施報告を行うこと。

例)・「南三陸」の産業や食、ヒトをテーマにしたセミナーやシンポジウムの開催

- ・学校機関(中学・高校・大学等)での文化祭等への参加
- ・東日本大震災の経験を活かした防災減災や伝承の活動
- ・地域や企業等で主催するマルシェや交流イベントの開催

4 助成にあたって

- (1) 町民派遣については原則1名の派遣となります。活動の内容によってはこの限りではありません。
- (2) 町民派遣の場合、1名あたりの派遣に係る往復交通費、宿泊費の合計4万円相当を上限に助成します。
- (3) 町民派遣と合わせて食材の提供も可能となります。販売品の選定や発注業務のサポートを実施しております。

5 申請受付期間

2019年4月8日から2019年5月20日まで。

・申請方法

南三陸町観光協会 HP(<https://www.m-kankou.jp/>)から申請書をダウンロードし、メールにて申請願います。

なお郵送での申請は一切受け付けしていません。

申請書の各記入欄が不足する場合は枠を広げて記載いただいて構いません、既に企画書等がある場合は添付願います。手書きの場合は項目名が分かるよう別紙として添付ください。

メール件名:【2019年度南三陸応縁プラン】〇〇〇〇(貴団体名)

メール宛先:post@m-kankou.jp

・問い合わせ先

助成に関する不明点がございましたら、上記のメールアドレス宛、もしくは TEL(0226-47-2550)にてお問い合わせください。その際には「南三陸応縁プラン」である旨を伝えてください。

6 審査について

(1)申請受付期間終了後に全ての申請内容を審査します。審査は(一社)南三陸町観光協会三役(会長、副会長、常務理事)が実施します。審査の結果については2019年5月31日まで申請登録のありましたアドレスにメールにて通知を行います。

(2)可否についての個別の情報開示は行いません。

(3)審査で重視するポイント

- ・本助成を活用した新規性のある活動で、その後の観光交流活動に繋がる可能性があること。
- ・これまでも継続的に実施してきた活動で、本助成を活用してさらなる効果が認められること。
- ・閑散期(11-2月)の南三陸の交流人口の拡大に繋がる可能性があること。
- ・南三陸町の情報発信や交流人口の拡大に繋がる可能性があること。
- ・派遣される町民がその後の交流事業のキーマンとなって、観光交流事業を展開できる可能性があること。
- ・本助成を活用する企業団体、地域等にとって、南三陸とのさらなる相互交流に繋がる可能性があること。

7 取り消し

申請内容および上記3の対象と相違する内容が認められた場合は、派遣等に要した費用の全額を返還して頂く場合がございますので、あらかじめご了承願います。

8 その他

この要項に定めのない事項に関しては、申請者と(一社)南三陸町観光協会の両者協議の元、取り決めを行うものとします。

9 適用

この要項は、2019年4月1日から適用するものとする。